

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○荒川知章君 皆様、おはようございます。自由民主党・葦北郡選出・荒川知章です。今日ちょっと少ないということですが、体調不良の方がいらっしゃると思いますけれども、今回で7回目の一般質問となります。質問の許可をいただきました先輩議員、そして同僚議員の皆様には感謝を申し上げます。

先日、2月28日土曜日に、くまもと★みなみおれんじシーサイドライドが開催されました。私は、開会式のみでの参加の予定でしたが、高野議長のお誘いを受けて、実際に自転車に乗り、八代市の球磨川河川敷スポーツ公園から芦北町の御立岬公園まで約29キロを、高野議長、吉永議員、そして亀崎副知事とともに走行をさせていただきました。

当日は天気もよくて、八代海の絶景を眺めながら、すごく気持ちのいい走行ができました。電動自転車をレンタルしての参加となりましたが、電動自転車でも、もう最後上り坂がかなりきつくて、電動が機能しているかどうかちょっと不確かなぐらい本当きつくて、日頃の運動不足を痛感したところであります。

今回参加したスポーツイベントを通じて、健康増進でありますとか地域のにぎわい創出のイベントに参加できたことは、大変意義があったと思います。

今後も、こういった取組をぜひ広げていただければと思います。

それでは、通告に従い、一般質問に入ります。

知事はじめ、答弁いただく教育長、部長におかれましては、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、環境大臣と水俣・芦北地域経済団体との懇談の実施等についてお尋ねいたします。

今年は、水俣病公式確認から70年という節目の年になります。水俣病問題から真の解決を実現するためには、被害者の方々の救済とともに、水俣病の発生により疲弊した地域の再生、振興を図ることが極めて重要です。国と県においては、地域の声を把握し、地域の発展に向けた支援を引き続き実施していただくことが何より大事であると思っています。

令和6年6月定例会の吉永議員の質問において、環境大臣と水俣・芦北地域の経済団体との懇談会の開催を要望され、昨年5月、環境大臣と地元経済団体、首長などによる懇談の場が、国と県の共催で初めて開催をされました。

地元からも強く要望されていた環境大臣との懇談会が実現し、出席者の皆さんも地元の思いを直接環境大臣にお伝えすることができ、貴重な機会であったとおっしゃっていました。

懇談の場は、地域の実情を国に伝える、大臣に直接に伝える貴重な機会であり、今後も引き続き開催していただきたいと思っています。

環境大臣には、5月に開催予定の水俣病犠牲者慰霊式に出席いただくとともに、ぜひ水俣にお越しい

ただき、地元の意見を丁寧に聴く場を設けていただきたいと思います。

環境大臣の水俣訪問や大臣との懇談の場の設置については、今年度も機会あるごとに、木村知事、そして高野議長から環境大臣に要望されていると伺っておりますが、今後もあらゆる機会を通じて国へ地元の思いを伝え、引き続き実現していただきたいと思います。この点について知事の考えをお尋ねいたします。

そしてもう1点、今定例会に提案されている令和8年度当初予算案の中には、水俣病問題への対応についても予算計上されています。

中でも、環境首都水俣・芦北地域創造事業については、平成24年から、環境負荷をなくしつつ、経済発展する新しい形のまちづくりを目指して開始をされました。先ほども申し上げましたとおり、水俣病問題の解決には、水俣病で疲弊した地域の再生と融和、そして地域の活性化と雇用の確保の加速化が不可欠であります。

環境首都水俣・芦北地域創造事業では、地域の環境資源を生かした観光商品の開発、地域住民の交流拠点の整備、環境関連産業の育成、生態系に配慮した護岸整備など、様々な事業に取り組んでいただきました。これまでの取組により、水俣、芦北の地域づくりに大きく貢献してきたことは言うまでもありません。

国、環境省の補助が10分の8で、県や市町村の地元負担が10分の2という手厚い財政措置により実施されてきた環境首都水俣・芦北地域創造事業の予算額を今後も確保していくことは、水俣・芦北地域のこれからのため極めて重要です。この事業がなければ、水俣・芦北地域振興計画に掲げた取組も進みませんし、この予算が十分に確保できなければ、振興計画に掲げた事業は停滞をしてしまいます。

県におかれては、このような状況を踏まえ、環境首都水俣・芦北地域創造事業の十分な予算確保を国に対して強く働きかけていただきたいと思います。この点についてどのようにお考えでしょうか。

以上、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 荒川議員から、水俣・芦北地域の振興について御質問いただきました。

まず、環境大臣と水俣・芦北地域経済団体等との懇談会についてお答え申し上げます。

経済団体等との懇談会につきましては、地元市町からの要望と、先ほど議員からも御指摘いただきましたとおり、一昨年の令和6年6月定例会における吉永議員の一般質問や県議会による国への要望の後押しを受けまして、国と調整を重ねた結果、昨年5月1日に、国と県との共催という形で初めて実現に至りました。

懇談会では、地元市町の首長、そして経済団体の代表の皆様から、水俣・芦北地域の振興に向けた思いと、交通網や施設の整備、産業振興への支援など、具体的な意見や提案が述べられました。当時の浅尾環境大臣は、その一つ一つに熱心に耳を傾けられ、丁寧に御回答していただきました。終始和やかな雰囲気の中で有意義な時間を過ごせたとの思いを私も持っております。

また、懇談会でいただいた御意見を踏まえまして、本年4月からスタートする第八次水俣・芦北地域

振興計画の実施計画に具体的な施策を盛り込み、各省連絡会議において、県から国に直接提案するとともに、政策要望等を通じて、計画の推進に必要な支援についても要望してまいります。

経済団体等との懇談については、地元の皆様の思いを直接環境大臣に伝え、地域課題や今後の展望などを共有する大変貴重な場であると認識しており、今後も継続的に開催したいと考えております。そのため、今年1月に、高野議長とともに石原環境大臣と面会した際にも、懇談会の継続的な開催について要望させていただき、大臣から前向きな回答をいただいております。

引き続き、来年度以降の継続的な開催に向けて、国に働きかけてまいります。

次に、環境首都水俣・芦北地域創造事業についてお答えいたします。

この事業は、水俣・芦北地域における環境配慮型の産業振興や公共空間などの整備による地域振興及び地域経済の活性化を推進するものでございます。水銀フリーや脱炭素の取組の着実な推進を図りながら、地域住民の生活向上にも寄与する大変重要な事業であり、議員御案内のとおり、国から10分の8の財政支援を受けて実施しております。

昨年の懇談会においても、地元首長から、引き続き長期的な視点での支援に関する要望が出されるなど、大変ニーズの高い事業でございます。

これまで、不知火海の藻場再生や水俣駅前広場周辺整備、また、各市町の公共施設のLED化等のハード事業に加え、低炭素型観光の推進等のソフト事業への支援を行ってまいりました。

来年度は、芦北町体育施設などのLED化、それと地域の自然環境を生かした体験型コンテンツの造成などへの支援を予定しており、今定例会に関連する予算を提案させていただいております。

県としても、地元の皆様の思いをしっかりと受け止めて、水俣・芦北地域振興計画に掲げた施策の実現に向けて、引き続き、十分な財政支援を継続していただくよう、国に要望してまいります。

以上です。

〔荒川知章君登壇〕

**○荒川知章君** 昨年初めて開催された経済団体等と環境大臣との懇談会の場は、有意義な時間であったとの答弁をいただきました。また、今年1月には、懇談会の継続を高野議長とともに石原大臣に直接要望させていただき、前向きな回答が得られたとのことで、大変心強く受け止めております。

水俣病問題の真の解決とは、被害者の方々の救済とともに、被害を受けた地域が誇りを取り戻し、若い世代がこの地域に住み続けたい、新しいことに挑戦したいと思える地域へと再生していくことにあると私は考えます。

その意味でも、環境大臣との懇談の場は極めて重要です。地元の経済団体や首長、関係者の方が直接大臣に訴えかけるこの取組は、国の政策決定を動かす、もしくは後押しする大きな力になります。ぜひこの懇談会を継続的に開催し、単なる意見交換にとどまらず、具体的な事業化や予算措置、制度改善につながる実効性のある枠組みへと発展させていただきたいと思っております。

また、環境首都水俣・芦北地域創造事業については、環境配慮型の産業振興や公共空間整備を通じ、地域経済の活性化と住民生活の向上に寄与する極めて重要な事業であるとの認識を、改めて共有するこ

とができたことを心強く思います。

環境首都構想を掲げてきたこの地域が、脱炭素や水銀フリーの先進地域として全国に発信していくためにも、予算の確保だけではなく、予算の拡充と安定的な長期財源の担保が不可欠であります。

単年度要望にとどまらず、複数年を見据えた制度の枠組みや予算規模の維持、拡充について、より戦略的に国へ働きかけていただきたいと思います。

水俣・芦北地域は、環境先進モデルをつくる地域であるという強いメッセージを、知事自らが先頭に立って国に訴えていただくことを強くお願いいたします。

次に、第八次水俣・芦北地域振興計画に掲げた取組の推進について質問をいたします。

本定例会の高木県議の代表質問においても、一部議論されている部分もありますが、地元選出県議としての日頃の思いも含めて質問をさせていただきます。

昨年7月、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする第八次水俣・芦北地域振興計画が策定されました。策定に至るまで、県では、地元市町の意見を丁寧に聴き、つくり上げてこられました。これまで策定に関わってこられた全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

今年3月末で、現在の第七次計画の計画期間が終了いたします。第七次振興計画では、御立岬公園や芦北マリンパーク、つなぎ温泉四季彩などの整備が進み、また、水俣・芦北地域雇用創造協議会において、地域資源のブランド化や販路開拓などの取組が進められてきました。

そして、いよいよ4月から第八次計画がスタートします。また、タイミングを同じくして、今年の水俣病公式確認から70年の節目となります。

今定例会冒頭の議案説明において知事は、水俣・芦北地域の振興について、第八次水俣・芦北地域振興計画に基づき、地元市町と一体となって着実に取組を進めると述べられました。

これまで、県では、昭和54年以降、七次にわたって振興計画を策定していただき、これまで47年間、振興計画に基づくハード、ソフト両面から取組を着実に進め、多くの取組が実を結んできました。

ただ一方で、ほかの地域に比べて、人口減少、高齢化が著しく、また、所得水準も低く、観光入り込み客数も少ないなど、水俣・芦北地域の振興はまだまだ道半ばであり、これから第八次振興計画に基づく取組が極めて重要となります。今後も引き続き、地域経済の活性化、持続的な地域社会の構築を実現し、水俣病の発生で疲弊した地域の再生に取り組む必要があると考えます。

水俣病公式確認から70年、そして第八次水俣・芦北地域振興計画の計画期間がスタートするこの時期に、第八次振興計画に込める思いと、計画期間の開始に当たって、計画に掲げる取組の推進に向けた意気込みについて、企画振興部長にお尋ねいたします。

[企画振興部長富永隼行君登壇]

**○企画振興部長(富永隼行君)** 議員御紹介のとおり、県では、昨年7月に、令和8年度から5年間を計画期間とする第八次水俣・芦北地域振興計画を策定しました。

これまで取り組んできた第七次計画では、不知火海を生かした地域の活力と魅力の向上を重点施策として掲げ、ハード面では、御立岬のキャンプ場整備や水俣市立総合体育館の空調整備等に取り組んでま

いました。昨年10月には、つなぎ温泉四季彩の宿泊施設がリニューアルオープンするなど、産業振興、交流促進の拠点となる施設の充実が図られています。

ソフト面では、水俣・芦北地域のファンを獲得し、交流人口の拡大を図るため、タレントのさかなクんに、みなまた・あしきたギョギョギョ大使に就任いただき、水俣の海を題材としたアニメ、ハコフグとみなまたの海の製作やさかなクンが地域の魅力を紹介する動画の配信等を行いました。また、水俣・芦北地域と福岡市で開催したアニメ上映会やさかなクントークショーでは、計画期間中に延べ6,600名に参加いただくなど、水俣・芦北地域の魅力発信につながっています。

さらに、水俣・芦北地域雇用創造協議会が中心となって、和紅茶やマガキといった地域製品のブランド化や販路拡大、地域内事業者の人材確保の支援などに取り組み、地域を支える担い手の皆様の力を原動力に、魅力ある資源を生かした地域産業の活性化を推進しています。

これまでの取組により、産業振興や観光振興、交流人口の拡大に向けた基盤整備が進むとともに、地域の魅力発信や資源の磨き上げが着実に進展しており、ハード、ソフトの両面において成果が現れてきています。

この成果をさらなる振興につなげていくためには、引き続き、県と地元市町で一体となって取組を進めていく必要があります。

来年度から新たに取り組む第八次計画では「地域資源から活力を創出し、環境と共生しながら持続していく地域づくり」を基本理念とし、重点施策に「地域の活力の創出と誇りの継承」を掲げています。これまでの成果や自然環境、そして人材を最大限に生かし、人口減少社会においても持続可能な地域づくりを行うとともに、水俣病の歴史と教訓を踏まえながら再生、発展してきた取組等を地域の誇りとして次世代につないでまいります。

具体的には、第七次計画までに整備した御立岬公園等をはじめとする地域振興拠点施設を活用し、新たな体験、交流型の観光プログラムやスポーツ大会、合宿誘致等を展開し、交流人口の拡大による地域の活力の創出に取り組めます。

また、人口減少や高齢化に伴う第一次産業をはじめとした地域産業を支える人材の不足に対しては、水俣・芦北地域雇用創造協議会が中心となって、多様な働き方につながる民間のサービスも活用しながら、地域内外から幅広い人材を確保するための仕組みの構築を目指します。

加えて、今年、水俣病公式確認から70年を迎えるに当たり、企業や学校等の環境学習旅行の誘致やさかなクンとのタイアップイベントの開催等を通じて、水俣病の教訓や不知火海をはじめとする水俣・芦北地域の魅力の全国に向けた発信にも、さらに力を入れてまいります。

引き続き、地元市町と緊密に連携し、地域の声に寄り添いながら、共に水俣・芦北地域の振興を進めてまいります。

〔荒川知章君登壇〕

**○荒川知章君** 第七次計画におけるハード、ソフト両面の取組が着実に成果を上げ、第八次計画では「地域資源から活力を創出し、環境と共生しながら持続していく地域づくり」を基本理念に掲げてスタ

一トされるとの明快な答弁を心強く受け止めました。

第八次計画の5年間は、これまで以上に真価が問われる期間になると感じております。第八次計画が、地域の誇りを未来へとつなぐ計画となることを強く期待しております。

また、理念の共有にとどまらず、取組の成果を一つ一つ積み上げ、県民に見える形で示していくことが重要であります。地元市町と緊密に連携し、地域の声に寄り添いながら、水俣・芦北地域にとって持続的な発展への礎となることを期待いたします。

次に、本県の農林水産業を取り巻く課題を踏まえた来年度の取組について質問いたします。

本県の基幹産業である農林水産業について、知事は、知事選のマニフェストの中で「熊本の豊かな食文化を活かし、高付加価値化を進めることで、稼げる農林水産業を実現」するとされています。知事の任期も折り返しを迎え、後半2年間で、県はどのような農業施策を展開していかれるのでしょうか。

本県の令和6年の農業産出額は4,116億円で全国6位、34年ぶりに4,000億円を超える高水準となっています。本県の農業は、農産品の種類のバランスもよく、品質もよい全国有数の産地であり、知事は常々、日本一のポテンシャルがあるとされています。

一方で、農業を取り巻く環境は、高止まりする生産コストや頻発する気象災害、担い手の減少など、多くの課題が山積をしています。

一例として、農林業センサスという統計調査の結果を見ますと、本県の基幹的農業従事者は、この5年間で、5万1,000人から3万9,000人に、約1万2,000人も減少をしています。また、野生鳥獣による農作物被害は、この1年で5億3,000万円から6億8,000万円に、約1億4,000万円増加しています。

鳥獣被害対策については、地元農業者の悩みは深刻であるため、私も、これまで、一般質問の機会を通じて、広域での処理施設の建設などを度々訴えさせていただきました。その後、芦北地域では、県、市町村、JAなど、関係機関による協議会を立ち上げていただき、有効な鳥獣被害対策について議論が進んでいると聞いております。

また、水産業においては、特に漁船漁業は後継者確保が難しいなど、将来を心配する声も聞かれています。

これからも稼げる農林水産業を実現していくためには、生産現場の課題に寄り添いながら、課題の一つ一つを解決するための支援をさらに強化していく必要があると思っています。

そこで、県では、担い手の確保、鳥獣被害対策などの課題をどう認識されているのか。その上で、認識されている課題に適切に対応し、稼げる農林畜水産業を実現していくために、来年度、県ではどのような取組を進めていく方針なのでしょうか。今月末に御勇退される農林水産部長に、来年度事業を実施していく後輩職員に託す思いも込めて答弁をお願いいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 本県の農林畜水産業は、トマトやデコポン、ヒノキ、干しシイタケ、マダイ、タチウオなど、多くの品目の主産県として、我が国の農林畜水産業を牽引する重要な役割を担うの

みならず、食料安全保障の確保にも大きく貢献しています。

一方、議員御指摘のとおり、担い手対策や鳥獣被害対策など、今後の農林畜水産業の維持、発展には多くの課題があることも認識しており、来年度も、これらの課題に対応するための取組を進めていくこととしています。

まず、担い手対策についてお答えします。

県では、農林畜水産業の担い手確保、育成を食のみやこ熊本県創造の要と位置づけ、親元就業をはじめとした就業希望者に対して、相談窓口の設置や就業体験、研修会の開催、就業に必要な資金や資材の支援など、切れ目なく取り組んでまいりました。

来年度は、これまでの取組に加え、農業分野では、構成員の高齢化が進む地域営農組織への支援、果樹園を次世代に引き継ぐ芦北地域のリリーフ園制度のような地域独自の取組へのサポートなどを強化することとしています。また、林業分野では、地域をリードし即戦力となる人材を育成するための林業大学の機能拡充、水産分野では、若手漁業者向けの水産研究センターにおける研修の充実を図ることとしています。さらには、本県の一次産業の将来を担う小学生を含めた若年層への就業啓発や農林水産関係高校との連携強化など、担い手の確保、育成に向けた取組を加速してまいります。

野生鳥獣による農作物被害は、近年増加傾向であることに加え、令和6年度は八代・芦北地域でヒヨドリによる被害が急増するなど、要因も多様化しており、その対策は喫緊の課題となっています。

これまでも、野生鳥獣が生息しにくい環境整備などを地域ぐるみで行う「えづけSTOP!」対策を基本として、侵入防止柵の設置や捕獲、ジビエ利活用など、総合的な対策を推進しております。

来年度は、これに加え、捕獲確認アプリなどICTの活用促進や広域的な捕獲体制構築の検討、捕獲従事者に対する技術向上研修会の開催など、より効果的な取組を積極的に進めるとともに、捕獲した鳥獣の活用や処理についても関係者と連携して対応してまいります。

今後とも、徹底した現場主義の下、担い手の確保、育成や鳥獣被害対策などの課題を丁寧にお聞きするとともに、課題解決への道筋をお示しし、担い手の皆様が安心して生産活動に取り組める環境づくりを続けていくことにより、本県の稼げる農林畜水産業の実現につなげてまいります。

〔荒川知章君登壇〕

**○荒川知章君** 本県の農林畜水産業は、知事も常々言われているとおり、日本一のポテンシャルと伸び代があると私も思っています。それと同時に、食料供給はもとより、地域経済や地域社会を支える極めて重要な基幹産業です。

一方で、多彩な農林畜水産業がバランスよく生産される本県では、そのポテンシャルを生かし切れないという状況にもあります。食のイメージがある県ランキングや食事がおいしい県ランキングでは、47都道府県中いずれも25位程度で、全ての都道府県の中で真ん中辺りにあり、豊富な素材を生かし切れていない課題があります。

今後は、食のみやこ熊本県の創造に向けて、高付加価値化と販路拡大の取組をしっかりと進め、稼げる農林畜水産業の実現につなげていただきたいと思います。

また、先ほど申し上げましたように、担い手の減少や鳥獣被害の拡大など、生産現場では依然として厳しい状況が続いており、特に中山間地域では、農地を守ること自体が難しくなりつつあるという切実な声も聞かれます。

県におかれては、木村知事が基本にされている現場に課題があるという姿勢を徹底され、ぜひ現場の声にこれまで以上に耳を傾ける現場主義を徹底していただきながら、地域の実情に応じたきめ細かな施策を進め、担い手の皆様が、将来に希望を持って農林畜水産業に取り組む意欲の高まる環境づくりを一層進めていただくことを期待いたします。

次に、学校給食費の負担軽減に伴う県の取組について質問をいたします。

御承知のとおり、令和8年度から、全国の公立小学校で学校給食の抜本的な負担軽減いわゆる給食無償化が開始をされます。子育て世帯の経済的負担軽減を目的に、所得制限なしで1人当たり月額5,200円の基準額を国と県が2分の1ずつ負担し、自治体に補助する仕組みです。

これまでは、学校給食の負担軽減については、自治体の取組によって差がありましたが、今後は、全国の公立小学校において、一律に負担軽減されることとなります。これは、子育て世帯への経済的支援としても画期的なことであり、また、地域の個性ある食育の充実に向けても、大きなアクセラレーションとなり得るものと思います。

学校給食は、市町村が実施主体として進めていくものであり、そもそも細かい点は市町村ごとに決定されています。県内では、給食で提供する米や野菜に地元産の物を使用したり、オーガニック野菜を取り入れたりする市町村も見られるなど、地産地消や特色ある給食を積極的に行う市町村が多くあります。

このような取組は、地元のおいしい食材を四季を通じて味わうことの尊さ、そして郷土愛を育むことにもつながり、学校現場での食育の機会として、とても大切なことだと思います。

県で調査された県内市町村の給食費は、現在、1か月当たり4,300円から5,700円まで市町村ごとに幅があります。

そこで、この議論で大事になるのは、単に給食費を無償化するのではなく、子供たちの成長のために、よりよい給食を提供すること、そして、栄養価の高いおいしい給食をいかに提供していくかという本来の目的をしっかりと踏まえて進めることだと思っています。

今回、国の補助基準額が1か月5,200円となりましたが、一方で、市町村がこれまでどおり創意工夫をし、子供たちのために、よりよい給食、地元産品で栄養価の高い特色あるおいしい給食を提供し続けるために、仮に国の補助基準額より高い月6,000円が必要となる場合にどうするのか。

市町村によっては、特色ある給食を断念する自治体、すなわち月5,200円で提供可能な給食を提供する自治体があるかもしれません。または、6,000円かけて、市町村の追加負担が生じても、よりよい給食を提供すると考える市町村もあるかもしれません。

その際、今回、国の補助制度が導入されたことによって、結果的に、これまで提供していた給食から質が落ちてしまうことになってはならないと思っており、その点私は大変危惧をしております。



私は、小学校、そして中学校のときも、給食の時間がとても楽しみでした。毎日の給食がとてもおいしかった思い出しかありません。

公立小学校における学校給食費の負担軽減にとどまらず、中学校を含めた義務教育段階における負担軽減の実現に向けても、今後、県として、国への要望などを含めて、引き続き取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、これまで学校給食の無償化に向けて行ってきた国への要望などの取組の内容についてお尋ねするとともに、今後、学校給食の質の確保や学校における食育の充実のために、県としての支援をどのように進めていくのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、国への要望等を含むこれまでの県の取組についてお答えします。

昨年12月、国は、子育て世帯への支援を強化する観点から、自治体の支援を通して保護者負担の軽減を図ることを目的に、小学校段階での学校給食費の負担軽減の方針を示しました。

この国の方針について、県内市町村から、予算の制約による給食の質の低下を危惧する声や中学校にも早急に導入してほしいといった意見が出されました。

そこで、県教育委員会では、市町村の意見を取りまとめ、本年1月27日、文部科学大臣に対し、実態に即した基準額の設定、学校給食の質と量の確保並びに地産地消など地域の特色ある取組を維持するための交付金の充実、中学校についても速やかに検討することなどを、知事との連名で直接要望したところです。

次に、学校給食の質の確保や食育の充実についてお答えします。

議員御指摘のとおり、学校給食の質の確保や食育の推進は、子供たちが健やかに成長するために大変重要であると認識しています。

そこで、県教育委員会としては、国の学校給食費の負担軽減に伴い、来年度から、県内全域の給食実施校を対象に、県独自で学校給食の栄養摂取状況調査の実施を検討しています。その結果を分析し、栄養教諭等への研修を充実させながら、給食の質の確保に努めるとともに、県産食材を活用した給食や食育教材の開発を行うなど、食育の充実に向け、引き続き市町村を支援してまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 給食の質の確保に向けて、県独自に栄養摂取状況調査を検討されているということは、大変意義のある取組だと思います。無償化が目的化し、その結果として給食の質が事実上抑制されてしまうような状況が生じてはいけません。子供たちにとって給食は、単なるお昼御飯ではなく、成長を支える栄養の源であり、郷土の味を知る機会、そして何より毎日の学校生活の中の楽しみでもあります。

仮に、国の基準額5,200円という枠組みが、事実上の上限のように受け止められ、市町村が創意工夫や地産地消の取組を縮小せざるを得ないような事態が生じるとすれば、それは本末転倒であります。

県が実施を検討されている栄養摂取状況調査は重要ですが、調査にとどまらず、しっかりとその後の状況をモニターしていただき、仮に質の低下や格差の兆候が見られた場合には、県としてどのように補

完し、支えていくのか、その具体的な支援策の方向性も、今後明確にさせていただきたいと思います。

無償化が、質の低下ではなく、質の向上につながる制度となるよう、県の主体的な関わりと継続的な支援を強く要望いたします。

次に、障害者支援施設で働く人材の確保について質問をいたします。

今定例会冒頭の議案説明の中で、知事は、熊本で働く外国人材については、各種産業における人材確保に向けた取組を支援すると述べられました。

私は、障害者支援施設を運営されている方から、必要な介護人材の確保が難しい、どうにかならないだろうかという悩みの声をよくお聞きします。

地元の県立芦北高校には福祉科がありますが、定数30人に対して、3年生は14人と少なく、例年このような状況が続いており、安定して介護人材を輩出することが難しい状況にあります。

そこで、施設では、現在、外国人技能実習生などを受け入れているのですが、このような実態は、県内どの地域にでもあるのではないのでしょうか。

その上で、今現場の喫緊の課題は、外国人材への支援についてです。

まず、技能実習生として日本に来て就業した方の場合、就業期間3年、最長でも5年の間、一生懸命頑張って技能を習得され、そして期間終了後には習得した技能を本国に持ち帰り、本国で活躍されます。

また、特定技能介護の在留資格で日本に来て就業された方も、通算5年で帰国となります。

ただ一方で、日本が好きになった、育ててもらった日本で引き続き事業所に恩返しをしたいなど、在留期間終了後も日本で頑張りたいという方がいるのも事実です。また、事業所経営者としては、人手不足という実態があるため、引き続き残って戦力として活躍してほしいという切実な思いもあります。

しかしながら、技能実習生または特定技能としての在留期間が終了するまでの間に、介護福祉士国家資格の試験に合格しなければ、在留期間終了後に引き続き日本で働くことができないという事情を抱え、せっかく育成した介護人材を失ってしまうこととなります。

また、介護福祉士の資格を取得すれば在留期間の制限はなくなりますが、試験は日本語で行われるため、技能実習生にとっては、介護専門職としての知識を高めること以前に、日本語能力を高める必要もあり、働きながら学びを深めるためには相当の御苦労があるようです。

高齢者支援のための外国人材の育成、確保については、資格取得に向けた学習支援や住居確保支援など、国の施策に基づいた県の取組があります。

今定例会に提案されている来年度当初予算には、外国人介護人材住居借上支援事業が計上されています。介護人材の確保は喫緊の課題であり、外国人材の重要性が一層高まっているとの課題認識の下、国の地域医療介護総合確保基金を活用し、外国人材を雇用する高齢者施設が借り上げる住居の家賃を補助するというものです。

高齢者施設には、このほかにも、この基金を財源にして、外国人材の育成、確保に対する支援事業が講じられていますが、障害者支援施設に対しては、現在、国の補助を財源にした基金がないためか、何

の支援もなく、その支援の在り方に差があります。

地域において、福祉、介護職員を必要とする福祉サービスを、一定程度維持していくことは大変重要であり、福祉、介護人材の育成、確保という広い視点に立てば、それが高齢者のためであろうと、障害者のためであろうと、その必要性は同じはずです。県単独での事業実施が難しいとしても、障害者支援施設に従事する福祉、介護職員の処遇改善や、さらには外国人材の確保に向けた支援策も検討し、国に要望をするべきだと考えます。

特に、外国人材の住居確保支援は、人口減少が進む地方部においては、外国人材を確保し定着を図っていく上では併せて考えていくべき大事なことであると思います。

郡部の地域においては、都市部よりも少子高齢化が加速化している状況の中で、今後の福祉サービスの維持は深刻な課題となっていますが、県はどのような認識でおられるのでしょうか。

また、外国人材の確保に関して、そもそも障害者支援施設と高齢者支援施設で取り巻く状況、課題に違いがあったり、それぞれ今後の在り方に何か違いがあったりするのでしょうか。

障害者支援施設においても、高齢者施設と同様に、外国人材に対する何らかの支援を実施できないのでしょうか。

障害者支援施設における人材確保に向けて、県の取組と今後の方向性について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

[健康福祉部長下山薫さん登壇]

**○健康福祉部長(下山薫さん)** 障害、介護分野にかかわらず、これらの福祉サービスの維持に当たっては、人材の不足や他産業との賃金格差の解消などが共通の課題としてあり、特に地方においては、若者の都市部への流出も進み、本県でも一段と厳しさを増していると認識しています。

このような中、医療及び介護分野では、平成26年度に創設された地域医療介護総合確保基金において、外国人材の確保、受入れ環境の整備等に向けた取組を国がメニュー化しており、高齢者施設の介護に直接携わる外国人材が増加してきました。一方、障害分野においては、外国人材の確保、受入れ環境の整備等に活用できる国の補助メニューが一部しかないといった違いがあります。

実態としては、障害分野においても外国人材に対するニーズは高まっており、県内の障害者支援施設を対象に調査した結果、令和8年2月1日現在、63施設のうち19施設で合計80名の外国人の方が雇用され、その数は職員全体の5%を占めています。

これらの状況を踏まえ、昨年秋の政府要望において、介護分野と同様の補助制度の整備を要望したところであり、今後さらに現場の実情やニーズを把握し、障害分野における制度の充実を求めてまいります。

なお、本県の総合的な人材確保、定着に向けた取組として、これまでも国の制度を活用し、職員の賃上げ等の処遇改善に向けた支援や現場の負担軽減、業務効率化につなげるためのICT、ロボット導入支援などに取り組んでまいりました。

昨年11月の定例会で議決いただいた国の経済対策を受けた福祉職員等の賃上げに向けた事業では、令

和7年12月から6か月間、職員1人当たり月1万円相当を支援することとし、先月から申請受付を開始したところです。

あわせて、熊本県社会福祉協議会と連携し、施設側と就業を希望される方とのマッチングを行う無料職業紹介のほか、人材確保に向けた施設の優れた取組の紹介も行っています。

県としては、今後も障害者支援施設が安定的に運営され、障害のある方が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、人材確保に向けた取組をはじめ様々な支援をしっかりと行ってまいります。

[荒川知章君登壇]

**○荒川知章君** 障害分野、介護分野に共通する人材不足の深刻さ、そして地方における状況の厳しさについて、県として強い危機感を持っておられることは理解をいたしました。

高齢者支援施設では、基金を活用した住居支援など具体的な支援メニューがある一方、障害者支援施設では、同様の制度がなく、結果として現場が自助努力に委ねられている現状があります。

現場で働く職員の役割、そして支えられている利用者の権限に高齢者か障害者かという違いはありません。人材確保の必要性に差や違いがない以上、支援制度の在り方にも差や違いがあってはならないのではないのでしょうか。

国の制度の制約があることは私も承知の上で、繰り返しになりますが、熊本で働く外国人材については、各種産業における人材確保に向けた取組を支援するという知事の議案説明にもあったように、県としても、制度創設を待つだけではなく、障害者支援施設と高齢者支援施設に対する支援の在り方の差や違いの部分の少しでも埋めるための一歩踏み込んだ対応策の実行をお願いいたします。

次に、地域における移動交通手段の確保に向けて質問をいたします。

現在、本県のみならず、全国の大部分の市町村において、人口減少が急速に進行しております。特に中山間地域や沿岸部の地域では、若年層の流出と少子高齢化が同時に進み、地域社会の担い手不足が深刻化しています。

総人口の減少に加え、生産年齢人口の減少は、地域経済や医療、福祉、教育、さらには公共サービスの維持そのものに大きな影響を及ぼしております。これは、単なる数字の問題ではなく、地域で暮らし続けられるかどうかという住民一人一人の生活基盤に直結する課題であります。

このような中、路線バスの運転手不足や利用者の減少などで採算が取れず、バス路線の廃止や減便につながり、日常生活を支える移動手段の確保が町民の暮らしに直結する大きな課題となっています。

私の周りでも、自家用車の運転が難しくなった高齢者を近所の住民が病院や買物へ送迎している姿をよく目にします。地域の助け合い、共助による移動支援に支えられている面もありますが、高齢者のみの世帯が増える中で、地域公共交通は重要なサービスであり、地域の住民が今後も引き続き不自由なく生活していくためには欠かせないものとなります。

一方で、今日においては、もはや路線バスのみで住民の移動手段を確保できるものではありません。路線バスやタクシーをはじめ、これからは幅広く、例えばスクールバスやデイサービスなどの福祉車両なども含めて、それぞれの持つ稼働可能な時間の中で、空いている時間がないのか考えていくべきだと

思っています。もし空いている時間があれば、それぞれが持つ空いている時間を組み合わせて、何か地域公共交通の新しいモデルとなるものがないのかという視点でアイデア出しをしていくことが重要だと思います。

先月、2月20日、県では、市町村や企業が所有する医療、教育、福祉などの業務車両を住民の移動手段として有効活用するため、県内7市村とともにプロジェクトチームを立ち上げられたと聞いています。今後の活発な議論を期待したいと思います。

また、芦北町では、既に「ふれあいツクールバス」というものを実施しています。一つのバスを小学校の登下校時はスクールバス、それ以外の時間帯はコミュニティー交通として運行され、児童生徒だけではなく、高齢者や車を所有していない町民の方の移動手段としても有効活用されています。昼間はAIオンデマンド交通、夜間は公共ライドシェアの実証実験を行うなど、先進的な取組も行っており、すごく便利になったと住民の方からも好評を得ています。

そこで、今定例会には、予算案として新たにコミュニティ交通活性化総合交付金事業2億4,000万円が提案されていますが、県では、現在、各地域、特に都市部を除く地域における住民の移動手段の実態について、どのような認識を持ち、どのような課題があると考えられているのでしょうか。その上で、その課題を解消するために、どのような対策を講じていくつもりなのでしょうか。

今回新たに予算計上されている事業を含め、具体的にどのように進めていくお考えか、企画振興部長にお尋ねいたします。

[企画振興部長富永隼行君登壇]

**○企画振興部長(富永隼行君)** 人口減少の急速な進行に加え、近年の運転手不足や物価高騰により交通事業者の事業縮小、撤退が発生し、各地域ではバス路線の減便、廃止が進むなど、移動手段の確保が課題となっています。

特に、都市部を除く地域では、交通事業者によるサービス供給が限られることから、交通空白の発生やコミュニティー交通の利便性低下などが生じています。さらに、公共施設や商業施設等の統合、集約が進み、広域での移動需要が高まるなど、地域で暮らし続けられる前提となる移動手段の確保がより一層重要な課題となっています。

そこで、これらの課題に対応するため、現在策定中の次期熊本県地域公共交通計画では、誰一人取り残されず、行きたいときに行きたいところへ行くことができる社会の実現を目指し、各地域における目指すべきサービス水準の設定やコミュニティー交通の利便性を高める取組を進めることとしています。

今後、各交通モードについて目指すサービス水準を設定する過程への伴走支援を行うほか、広域連携や他分野との連携など、地域課題の解決に向けた優れた取組を進める市町村への重点的な支援を行うコミュニティ交通活性化総合交付金の創設を予定しており、今定例会に関連予算を提案しています。

また、議員御紹介のとおり、本年2月には、交通部局に加えて、健康福祉、観光、教育部局が連携して、地域の移動手段を確保、改善する取組を進めることを目的とした地域輸送資源フル活用推進プロジェクトチームを設置しました。

このプロジェクトチームでは、福祉施設の送迎車両やスクールバスなど、交通事業者以外が所有する車両の空き時間を活用した取組などについて、実現可能性を議論するとともに、今後そのような取組を進める市町村への支援の在り方などについても検討してまいります。

さらに、限られた人材で多様化する移動ニーズに応えていくためには、コミュニティー交通の運営の効率化を図る必要もあります。このため、AIオンデマンドシステムなどのデジタル技術の活用も視野に入れた地域の実情に応じた支援についても検討してまいります。

県としては、これらの取組を通じて、誰もが自分の住みたい地域で暮らし続けられるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

〔荒川知章君登壇〕

**○荒川知章君** 地域公共交通を取り巻く現状は、運転士不足や交通事業者の事業縮小などを背景に、特に都市部以外の地域において交通空白が生じていると言われており、まさに私たちが日頃から地域で実感をしています。

そのような中で、県において新たな交付金制度を創設し、市町村の取組を重点的に支援していこうとされていること、また、部局横断のプロジェクトチームを設置し、医療、福祉、教育など、様々な分野と連携した検討を進めていくとの方針は、大変重要な取組であると受け止めています。

一方で、地域の移動手段の確保については、それぞれの地域ごとに置かれている状況が大きく異なります。路線バス、タクシー、スクールバス、福祉車両など、既に地域に存在する様々な資源をどのように組み合わせていくのか、まさに地域の実情に応じた柔軟な発想と支援が求められると感じています。

執行部におかれては、先進的な取組も参考にしながらも、熊本県から全国にモデル的な取組を発信していくという意気込みを持って、各市町村がそれぞれの地域に合った交通モデルを構築できるよう、引き続きしっかりと支援していただくことを期待いたします。

最後に、津奈木町における廃棄物焼却施設の建設計画について要望をいたします。

現在、津奈木町において廃棄物焼却施設の建設が計画をされています。この施設では、医療機関や介護施設などから出されるおむつや注射器などの焼却が主な目的と聞いております。

建設に当たっては、大気汚染物質の排出や水質の汚濁、大型運搬車両の通行など、生活環境や事業活動への深刻な影響が懸念をされています。

また、建設予定地周辺は、町の基幹産業であるかんきつ栽培や水稻栽培、環境または健康に配慮した農業が盛んな地域であり、令和6年には、皇居に献上する米、いわゆる献穀米を育てる水田に選ばれた農地も含まれるとともに、日本最南端の酒蔵、亀萬酒造で使用する酒米「山田錦」も生産されています。

地元住民は、このような状況を聞くにつれ、これまでの平穏な生活環境が脅かされるのではないかと大きな不安を抱え、この場所の選定は企業の質を疑わざるを得ないという声も耳にしています。

昨年12月には、津奈木町議会から、高野県議会議長宛てに、地方自治法に基づく意見書が提出されるとともに、先月24日には、津奈木町議会、区長など住民の代表から、県及び県議会に対して切実な要望

が出されました。

そこで、私からの要望です。

施設の建設に対しては、設置事業者としてきめ細かに丁寧な対応が求められると思っています。

津奈木町における廃棄物焼却施設の建設計画について、住民の心配、不安の声に対して、事業者から、その不安を払拭するような科学的根拠に基づいた十分な説明がなされない限り、建設を許可するべきではないと考えます。

許可権者である県におかれましては、施設建設の許可要件にもあるように、周辺環境に配慮されているかという点をいま一度しっかりと見極め、賢明な判断をいただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問及び要望は全て終了いたしました。

国際情勢もこの1週間で大変緊迫をしております。我が国の経済も物価高や先行きが見通せないなど厳しい状況にあります。

こういった中において、私は、地方行政に携わる県議会議員として、しっかりと腰を据え、地域の皆様が安全で安心した生活ができ、また、若者が希望を持って生活できる地域の創出、そして県政の発展に、これからも誠心誠意全力で取り組んでまいります。

御清聴誠にありがとうございました。(拍手)